様式第１号(第４条関係)

年　　　月　　　日

鉾田市水道事業

鉾田市長　　様

　　　　　　住所

氏名

連絡先

水道水切替工事補助金交付申請書

　鉾田市水道水切替工事補助金交付要綱第４条の規定により補助金の交付を申請します。

　なお，申請に当たり，私は，暴力団，暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約します。

　施行場所　　　　　　　　鉾田市

　補助金の交付申請金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(振込先)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 本・支店名 | 口座種別 | 口座番号 | 口座名義人 |
| 銀行信用金庫信用組合農業協同組合 | 本店支店 | * 普通
* 当座
 |  |  |  |  |  |  |  | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |

注意事項(補助金の返還)

　補助金の交付を受け２年以内に井戸水等の利用を再開した場合又は鉾田市水道水切替工事補助金交付要綱第６条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合は，当該補助金を返還しなければならない。

---------------ここから下の欄には，記入しないでください。---------------

調査事項(鉾田市水道課記入欄)

□１． 　揚水ポンプを撤去又は共同井戸との接続を切り離し，全量水道に切り替える工事(公共事業による家屋移転に伴い水道を新設する工事及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第２条第13号に規定する建築に伴う工事を除く。)を行う者

□２． 　鉾田市水道事業給水条例(平成17年鉾田市条例第136号。以下「条例」という。)第３条に規定する給水区域内における家屋又は土地の所有者及び当該所有者の同意を得て，当該家屋又は土地を使用する者

□３． 　次のアからイのいずれにも該当する給水装置について，条例第５条第１項の規定による改造の承認を受けた者

ア　本要綱の施行日以前に条例第５条第１項の規定による新設の承認を受けて設置された給水装置

イ　毎月の使用水量が０㎥である給水装置

□４． 　当該給水装置について，本要綱の施行日以前に条例第16条の規定に基づく給水契約の申込みをし，承認を受けている者で，引き続き契約中の状態にあるもの

□５． 　水道料金等の滞納が無い者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請受付日 | 年　　　月　　　日　 | 交付日 |
| 竣工検査日 | 年　　　月　　　日　 | 年　　　月　　　日　 |